

支援センターあまみ

事業概要

支援センターあまみでは日中活動の事業「支援センターあまみ・ピカ☆イチ」が開設4年を経過し、4年間で就職者を15名(就労移行より13名、就労継続B型より2名)排出した。今年度においても継続的に就労を目指してもらい支援を継続していく。また、今後増加していくであろうOBの定着支援についても積極的に取り組み、その実績も上がっている。OB支援を積極的に行う事で退所後の不安を軽減し、本人やその家族に対して安心して利用してもらえる様取り組んできた。また定着支援を積極的に取り組んできた成果を周知する事により利用者を選んでもらえる事業所づくりをしていきたいと考える。

一方、グループホームや単身で地域に生活する人たちについては引き続き、その「豊かな生活」にこだわり続け支援を行っていく。地域の資源を有効に活用し、本人たちが望む生活の実現だけでなく、今まで体験してこなかった事にも触れてもらえるような支援を組み立てていく。

さらに相談支援事業においては、松原市障害者等相談支援事業を通年受託し、今まで以上に一人一人の人生を見つめ寄り添える相談を組み立てる。本人中心の視点を逸らすことなく、それらを関係機関とともに考えていける手法の実践と地域づくりを目標として活動していく。

センター全体としては昨年、H28年4月に障害者差別解消法の施行を受け、各事業の垣根を越え虐待防止委員会の設置を行い、虐待の可能性を芽のうちに摘む体制を整え、今年度はそれを実践的に支援にフィードバックしていく。

さらに、第三者評価を今年度中に実施し、センターとしてセルフチェックの体制を強化していきたいと考える。

また、これまで以上に働くことと暮らすことを一体的に支援する体制を整備し、利用者とともに「あきらめない支援」を展開して行きたい。

<事業一覧>

就労支援 就労移行支援事業

就労継続支援 B 型事業

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)に係る清掃事業)

第1号職場適応援助者

生活支援 共同生活援助(グループホーム)の運営

日中一時支援事業

相談支援 特定相談支援事業(計画相談)

一般相談支援事業(地域移行、地域定着)

＜基本姿勢 ～支援三訓～＞

支援センターあまみ職員は法人理念に基づき、以下の三訓を日々の支援の糧として活動して行きます。

気づきを大切に こだわる姿勢をもって 生活に寄り添う

＜支援方針＞

- ① 与えられる生活ではなく、自分自身で選択、決定できるよう、エンパワメントへの視点を心がける。
- ② 就労・生活に関する多様なニーズに対応できるよう、地域の関係機関と連携を密にし、マネジメントを行う。
- ③ 「生かされる」ではなく「自ら生きる」事を実現するために本人の声に耳を傾け、本人をとりまく周りの環境へも必要なアクセスを行い、アドボカシー支援を心がける。
- ④ 同世代の人たちと同様の生活様式(働くこと、暮らすこと)を本人と共にあきらめず求めて行く。

＜事業概要＞

【就労支援部】

1. 就労移行支援事業

たとえ離職をしても、たとえ年齢を重ねても、たとえ就職は難しいと言われても、「会社で働きたい」と願う本人の思いに応える支援を展開する。

個別支援計画を中心に据え、利用期間中に就職への道筋がイメージできるよう、利用者一人ひとりに応じた段階を設定した支援プログラムを構築し本人中心の支援を実践する。

事業所の枠にとらわれず活動場所を社会に求め、現実感のある就業体験を活動の柱とする。

2. 就労継続支援B型事業

高齢となり、体力面などの理由により企業で働くことを断念せざるを得ない人たち。就職をしたが断念し、次のチャレンジに向かうには少し時間が必要な人。就職を望んでいるが、様々な体験や積み重ねが必要で就職までには少し時間を要する人。このような人たちの就職への足がかりとなるような支援を行う。

それら人たちが、様々な活動を通して社会参加を実現し、誇りをもって働くことができるよう支援を行う。

3. 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)の事業

日常清掃訓練においては、訓練生の就職に向けて意欲・技能の向上を目指す。そのために定期的に現場を訪問し、訓練生及びサポーターに対しての支援を実施する。

短期清掃訓練においては、可能な限り訓練現場周辺地域の各支部に参加していただくとともに、就労意欲への足がかりとなるよう努める。

4. 訪問型職場適応型援助者(ジョブコーチ)

利用者が一般就労する場合に、不可欠なサポートとしてジョブコーチがある。センター内に1名のジョブコーチを配置し、就職を希望した人たちへ就労サポートの専門性を持ってタイムリーかつ円滑に進めていく。また、育成会内他事業所に配置されているジョブコーチとも連携し、さらに機動性と厚みを持って支援にあたる。

昨年度の計画通り、もう一名ジョブコーチ養成研修を受講したが、他の事業で欠員が出た為、実際の配置は昨年度同様1名となっている。

【地域支援部】

1. 日中一時支援事業

市町村地域生活支援事業の委託を受け、日中活動の提供を行う。(松原市、高石市、大阪市、藤井寺市、千早赤阪村)

2. グループホームバックアップ

11箇所のグループホーム利用者に対して、自分自身で選択、決定し、豊かな生活を実現する為の支援を実施すると共に、世話人定例会(1回/月)と研修及び世話人との個別のヒアリング(1回/年)を実施する。

利用者の視点に立った暮らしを見つめ直し、バックアップ職員・世話人・生活支援員が協働して、支援目標を立てる。

3. 指定相談支援事業

大阪府下に住まう障害者のうち、障害福祉サービスを利用するにあたり、自らそのプランを作成できない人について、サービス利用へのコーディネートと、実際のサービス利用についてサービス利用計画を中心に据えモニタリングを行いその支援に努める。また、入所施設から地域移行をする障害者の相談を受け、地域定着につながる支援を行う。併せて障害児の相談についても受け付ける。

また、松原市より「松原市障害者等相談支援事業」を受託しており、サービス利用契約の作成対象にならない人に対しても相談を行う。それに付随して障害支援区分の認定調査も実施する。

4. 夕食提供サービス

地域単身生活者等を対象に「夕食提供サービス」を実施し、楽しく安らげる場となるような環境と雰囲気を作り、地域生活の孤立感や不安の解消に努めるようにする。

5. サロンの提供

第1週日曜日午後、グループホーム入居者や地域生活者が気軽に立ち寄れる場として、サロンを実施する。今後就労移行支援事業利用者などで、就職をしたOBなどが集える場としても機能していく。

6. 松原市委託相談支援事業

地域生活をしている人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他権利擁護のために必要な支援を行う。

【その他活動】

1. ドリーム会

育成会支部連絡会、役員会・家族会、研修会、育成会各種大会参加及び定期的な会合の支援、世話人との意見交換会の実施に協力する。

月1回の会報・支部代表者連絡会の報告を会員に送付する。

2. 地域との交流・啓発

「松原市相談支援センター連絡会」「グループホーム・ケアホーム連絡会」「松原市自立支援協議会」「就労支援フェスタ事業所会議」などに参画し支援センターあまみの取り組みを啓発し且つ、関係機関との連携を密にしていく。

支援センターあまみ・ピカ☆イチ(就労移行支援・就労継続支援B型)

～事業目的～

指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。

～運営方針～

1 指定就労移行支援については、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援B型については、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

3 指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型については、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)及び「大阪府障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

～所在地～

大阪府松原市天美東1丁目55番1号

電話 072-331-9200 FAX 072-338-3456

～職員配置～

管理者1名 サービス管理責任者1名

生活支援員2名 職業指導員2名 就労支援員1名

～営業日及び時間帯～

月曜日から土曜日までとする(土曜日については第1・第3の月2回とする)。午前9時から午後5時45分までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。

～サービス提供日及び提供時間～

月曜日から土曜日までとする(土曜日については基本第1・第3の月2回とする)。午前9時から午後4時30分。ただし、土曜日についてはプログラムの内容により時間を設定することとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日まで、12月29日から1月3日までを除く。

～利用定員～

- | | |
|--------------|-----|
| 1 指定就労移行支援 | 12名 |
| 2 指定就労継続支援B型 | 18名 |

～対象者～

- 1 指定就労移行支援 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- 2 指定就労継続支援B型 知的障害者(18歳未満の者を除く)

～サービス提供方法及び内容～

1 指定就労移行支援

(ア)就労移行支援計画の作成

(イ)食事の提供

(ウ)就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練

(エ)生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練

(オ)身体等の介助

(カ)生産活動(軽作業、清掃作業)

(キ)施設外支援

(ク)実習先企業等の紹介

(ケ)求職活動支援

(コ)職場定着支援

(サ)生活相談

(シ)健康管理

(ス)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(イ)から(シ)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

2 指定就労継続支援B型

(ア)就労継続支援B型計画の作成

(イ)食事の提供

- (ウ)就労に必要な知識、能力を向上するために必要な訓練
- (エ)生活の幅を広げる(社会人としての力をつける)ために必要な訓練)
- (オ)身体等の介助
- (カ)生産活動(軽作業、清掃作業)
- (キ)施設外支援
- (ク)実習先企業等の紹介
- (ケ)求職活動支援
- (コ)職場定着支援
- (サ)生活相談
- (シ)健康管理
- (ス)前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (イ)から(シ)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

～利用者から受領する費用の額等～

昼食代 1食につき370円(税込)

日用品費の実費

～日課～ ※月曜日から金曜日(但し毎月第1水曜日と第1・3土曜日は午前日課)

時間	日課	備考
8:45	登所	登所後、作業服に着替えタイムカードに打刻 前面駐車場にて(雨天は屋内) <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 午前日課の場合 9:00 全体朝礼 プログラム開始 12:00 プログラム終了 昼食 13:00 各室清掃(担当のみ) 更衣 </div>
9:00	全体朝礼	
	ラジオ体操	
9:15	担当科朝礼	
9:20	作業開始	
12:00	昼食・休憩	
13:00	作業開始(14:15より15分休憩)	
15:40	終礼	
16:00	各室清掃(担当のみ)	
	更衣	
16:15	降所(帰宅)	

～年間行事予定～

- 4月 家族会総会
- 5月 松原市ふれあい運動会
- 8月 育成会大阪大会
- 10月 スポーツフェスタ大阪
- 12月 利用者忘年会

* 利用者企画にて一泊旅行の実施(秋ごろ)

* 毎月第1・第3土曜日は余暇プログラム

ホームズあまみ(共同生活援助)

～事業目的～

大阪府指定の共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供する。

～運営方針～

1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

～所在地～

名称	所在地	入所定員
ホームズあまみ(1)	松原市上田	5名
ホームズあまみ(2)	松原市上田	
松原第1ホーム(1)	松原市岡2	4名
松原第1ホーム(2)	松原市岡2	
松原第2ホーム(1)	松原市天美西1	5名
松原第2ホーム(2)	松原市天美西1	
松原第3ホーム(1)	松原市田井城1	4名
松原第3ホーム(2)	松原市田井城1	
松原第4ホーム	松原市三宅西2	4名
松原第5ホーム(1)	松原市上田8	4名
松原第5ホーム(2)	松原市上田8	
松原第6ホーム(1)	松原市三宅西2	4名
松原第6ホーム(2)	松原市三宅西2	
松原第7ホーム(1)	松原市三宅中5	4名
松原第7ホーム(2)	松原市三宅中5	
サテライト7	松原市天美東1	1名
松原第8ホーム	松原市天美南5	4名
松原第9ホーム	松原市一津屋5	4名
碓井ホーム	松原市一津屋3	5名

～職員配置～

管理者 1 名(兼務)サービス管理責任者2名
世話人18名 生活支援員10名

～対象者～

知的障害者、精神障害者

～サービスの提供方法及び内容～

- (1)利用者に対する相談
- (2)食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3)健康管理・金銭管理の援助
- (4)余暇活動の支援
- (5)緊急時の対応
- (6)職場等との連絡・調整
- (7)財産管理等の日常生活に必要な援助

～利用者から受領する費用の額等～

※府営住宅家賃は変動あり 次年度初旬に生活費・光熱費とともに清算いたします。

ホームズあまみ	(1)家賃 居室A・B	月額	12,702円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円
	(3)光熱水費	月額	15,000円
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円
ホームズあまみ(2)	(1)家賃 居室C・D	月額	11,672円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円
	(3)光熱水費	月額	15,000円
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円
松原第1ホーム(1)	(1)家賃 居室A	月額	14,920円
	居室B	月額	16,190円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円
	(3)光熱水費	月額	10,000円
松原第1ホーム(2)	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円
	(1)家賃 居室C	月額	12,590円
	居室D	月額	12,090円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円
松原第2ホーム(1)	(3)光熱水費	月額	10,000円
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円
	(1)家賃 居室A	月額	10,272円
	居室B	月額	7,572円
	居室E	月額	10,272円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円

	(3)光熱水費	月額	10,000円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第2ホーム(2)	(1)家賃	居室 C	月額	9,672円
		居室 D	月額	7,572円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円	
	(3)光熱水費	月額	10,000円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第3ホーム(1)	(1)家賃	居室 A	月額	48,000円
		居室 B	月額	57,000円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円	
	(3)光熱水費	月額	2,500円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第3ホーム(2)	(1)家賃	居室 C	月額	51,000円
		居室 D	月額	64,000円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円	
	(3)光熱水費	月額	2,500円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第4ホーム	(1)家賃	居室 A	月額	15,800円
		居室 B	月額	16,300円
		居室 C	月額	19,600円
		居室 D	月額	28,300円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円	
	(3)光熱水費	月額	10,000円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第5ホーム(1)	(1)家賃	居室 A	月額	13,075円
		居室 B	月額	15,675円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円	
	(3)光熱水費	月額	15,000円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第5ホーム(2)	(1)家賃	居室 C・D・E	月額	14,635円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円	
	(3)光熱水費	月額	15,000円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第6ホーム(1)	(1)家賃	居室 A	月額	43,500円
		居室 B	月額	28,500円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費	月額	22,000円	

	(3)光熱水費	月額	10,000円	
	(4)修理・買い替え費	月額	2,000円	
松原第6ホーム(2)	(1)家賃	居室 C	月額	47,500円
		居室 D	月額	36,500円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費		月額	22,000円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
松原第7ホーム(1)	(1)家賃	居室A・B	月額	47,450円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費		月額	22,000円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
松原第7ホーム(2)	(1)家賃	居室C・D	月額	51,500円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費		月額	22,000円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
松原第8ホーム		居室 A	月額	25,300円
	(1)家賃	居室 B	月額	19,700円
		居室 C	月額	26,300円
		居室 D	月額	33,700円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費		月額	22,000円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
松原第9ホーム	(1)家賃	居室 A・C・D	月額	11,068円
		居室 B・E	月額	9,468円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費		月額	22,000円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円
碓井ホーム	(1)家賃	居室 A・B・D	月額	7,314円
		居室 C・E	月額	8,914円
	(2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費		月額	22,000円
	(3)光熱水費		月額	10,000円
	(4)修理・買い替え費		月額	2,000円

～入居に当たっての留意事項～

- (1)個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2)利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3)社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

支援センターあまみ

(指定特定一般相談支援・指定障害児相談支援事業・松原市障害者等相談支援事業)

～事業目的～

大阪府指定の一般相談支援事業および、市町村指定の特定相談支援事業・障害児相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

また、松原市より委託事業として相談支援事業の委託をし、さらにきめ細やかに利用者ニーズに沿った支援を展開していく。

～運営方針～

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前 3 項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定計画支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守する。

～所在地～

大阪府松原市天美東1丁目55番1号

電話072-331-9200 FAX072-338-3456

～職員配置～

管理者 1名(兼務) 相談支援専門員 1名 相談員 2名

～実施地域～

通常の事業の実施地域は大阪府内全域とする。

～営業日及び時間等～

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで。

ただし、国民の祝日および12月29日～1月3日を除く

～サービス提供日・時間～

利用者等の必要に応じて緊急時には電話等により連絡が可能な体制をとるものとする。

～対象者～

大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者、難病

～サービスの提供方法及び内容～

1 障害者計画相談支援(指定特定相談)

地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及び計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)に関する次の業務を行う。

- (1)アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)を実施すること。
- (2)サービス利用計画書を作成すること。
- (3)サービス利用計画書を利用者等に交付すること。
- (4)モニタリング(サービス利用計画の実施状況の把握)を実施すること。
- (5)他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (6)利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
- (7)その他必要な相談及び援助。

2 地域相談支援(指定一般相談)

(地域移行支援)

施設・病院等からの地域生活移行支援について、計画相談と連携して相談を受け、情報提供するとともに地域移行支援計画を作成し、地域移行のための次の業務を行う。

- (1)地域移行支援計画の作成
- (2)相談及び助言
- (3)体験利用、体験宿泊の実施
- (4)住居の確保や障害福祉サービスのための同行支援

(地域定着支援)

利用者が安心して地域生活を継続していくことができるよう、次の業務を行う。

- (1)常時の連絡体制の確保等
- (2)緊急の事態への対処等

3 障害児計画相談(障害児相談支援)

児童及びその家族からの相談を受け、障害児支援事業所と連携し、1と同様の計画相談業務を行う。

4 松原市障害者等相談支援事業

福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)

- (1)社会支援を活用するための支援
- (2)社会生活力を高めるための支援
- (3)権利の養護のために必要な援助
- (4)専門機関の紹介
- (5)ネットワークの強化
- (6)ケア計画作成、ケア会議の開催
- (7)地域の社会資源の開発及び改善